

奈勞発基0124第2号
平成30年1月24日

建設業労働災害防止協会奈良県支部長 殿

厚生労働省奈良労働局長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係る
ガイドラインの改正について

山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられることから、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を策定し、平成29年1月6日付け奈勞発基0106第2号をもって周知啓発をお願いしたところですが、その後の肌落ち災害の発生状況を踏まえ、今般、当該ガイドラインが別添のとおり改正されました。

つきましては、傘下会員に対して改めて周知啓発を行っていただきますようお願いいたします。

